組合員に関する提出書類一覧表

（注）
1　△印は該当者のみ提出してください。
2　その他必要に応じて事実を証明するため、他の書類の提出を求めることがあります。
3　写しには、原本と相違ない旨の所属所長の証明が必要な場合があります。

区分	提出書類	組合員資格取得届書	組合員資格喪失届書	組合員異動報告書（内部転出入）	組合員異動報告書（種別変更）	資格確認書	常勤的非常勤職員に関する証明書	年金加入期間等報告書	退職届書	組合員期間等証明書	任意継続組合員資格取得申出書	任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書	継続長期組合員資格取得届書	継続長期組合員資格喪失届書	氏名住所口座変更申告書	個人番号変更届	資格確認書等交付申請書	被扶養者申告書関係届（被扶養者提出書類一覧表参照）	国民年金第3号被保険者関係届
組合員資格 取得	(1) 新規採用又は他の共済組合から転入したとき	○						○										△	△
組合員資格 取得	(2) 新規採用又は他の共済組合から転入したとき（短期組合員）（**※１**）	○																△	（**※２**）
組合員資格 取得	(3) 他の所属所から転入したとき ①転入前（一般）⇒転入後（一般）			○															
組合員資格 取得	(3) 他の所属所から転入したとき ②転入前（短期）⇒転入後（短期）			○															
組合員資格 取得	(3) 他の所属所から転入したとき ③転入前（一般）⇒転入後（短期）（**※１**）			○															（**※２**）
組合員資格 取得	(3) 他の所属所から転入したとき ④転入前（短期）⇒転入後（一般）	○		○				○											△
組合員資格 取得	(4) 退職後、任意継続組合員になりたいとき										○							△	
組合員資格 喪失	(1) 退職又は死亡したとき		○			△			（※３）○	○									
組合員資格 喪失	(2) 退職又は死亡したとき（短期組合員）（**※１**）		○			△			（※３）○										
組合員資格 喪失	(3) 他の共済組合へ転出したとき ①転出前（一般）⇒転出後（一般）		○			△				○									
組合員資格 喪失	(3) 他の共済組合へ転出したとき ②転出前（短期）⇒転出後（短期）（**※１**）		○			△													
組合員資格 喪失	(3) 他の共済組合へ転出したとき ③転出前（一般）⇒転出後（短期）		○			△			（※３）○	○									
組合員資格 喪失	(3) 他の共済組合へ転出したとき ④転出前（短期）⇒転出後（一般）（**※１**）		○			△													
組合員資格 喪失	(4) 他の所属所へ転出したとき ①転出前（一般）⇒転出後（一般）			○		△				○									
組合員資格 喪失	(4) 他の所属所へ転出したとき ②転出前（短期）⇒転出後（短期）			○		△													
組合員資格 喪失	(4) 他の所属所へ転出したとき ③転出前（一般）⇒転出後（短期）			○		△			（※３）○	○									
組合員資格 喪失	(4) 他の所属所へ転出したとき ④転出前（短期）⇒転出後（一般）（**※１**）			○		△													
組合員資格 喪失	(5) 任意継続組合員をやめたいとき					△						○							
組合員資格 種別変更等	(1) 一般職⇔特別職、一般職⇔特定消防　等				○														
組合員資格 種別変更等	(2) 短期組合員（会計ﾌﾙﾀｲﾑ12月未満）⇒一般組合員（会計ﾌﾙﾀｲﾑ12月超え）（**※１**）	○			○		○	○											△
組合員資格 種別変更等	(3) 短期組合員（会計年度ﾊﾟｰﾄ等）⇒一般組合員（一般職）（**※１**）	○			○			○											△
組合員資格 種別変更等	(4) 一般組合員（一般職）⇒短期組合員（再任用短時間、会計ﾌﾙ等）（**※１**）				○				○	○									（**※２**）
組合員資格 種別変更等	(5) 一般組合員（一般職）⇒一般組合員（再任用ﾌﾙﾀｲﾑ）				○														
組合員資格 種別変更等	(6) 一般組合員（会計ﾌﾙﾀｲﾑ12月超え）⇒一般組合員（一般職）				○														
組合員資格 派遣	(1) 継続長期組合員となったとき					△							○						
組合員資格 派遣	(2) 継続長期組合員でなくなったとき													○				△	△
組合員の氏名・住所等の変更						△									○				
給付金等の振込口座の変更															○				
組合員の個人番号の変更																○			
資格確認書等の交付・再交付を受けたいとき						△											○		

（※１）短期組合員については、第１号厚生年金被保険者となるため、日本年金機構へ資格取得又は喪失の手続きが必要です。
（※２）20歳～60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第３号被保険者関係届は事業主（所属所）が直接年金事務所等へ届け出てください。
（※３）組合員が死亡により資格喪失した場合や資格喪失と同時に退職年金決定（又は退職改定）請求書を提出する場合は、退職届書の提出は不要です。
（その他）組合員資格の取得、喪失、種別変更等において、上記書類以外に長期関係の提出書類が必要な場合があります。